

# 第 1 章 総 則

1 本協会の管理する著作物の使用料は、下記の区分により、第 2 章第 1 節から第 17 節に定める額とする。

- (1) 演 奏 等 (2) 放 送 等 (3) 映 画 (4) 出 版 等
- (5) オーディオ録音 (6) オルゴール (7) ビデオグラム録音 (8) 有線放送等
- (9) 貸 与 (10) 業務用通信カラオケ (11) インタラクティブ配信
- (12) B G M (13) CDグラフィックス等
- (14) カラオケ用 IC メモリーカード (15) 広告目的で行う複製
- (16) ゲームに供する目的で行う複製 (17) そ の 他

2 「演劇的音楽著作物」とは、オペラ、ミュージカル、バレエ等楽曲が演劇的要素と結合した舞台用著作物をいう。

(総則の備考)

本規程に定める使用料は、著作物の利用の態様に照らし特に必要であると認められる場合に限り、契約の促進、管理の効率化又は利用目的による公平化を図るため、本規程に別段の定めがないときは、別に定める基準に基づき、減額することができる。